

令和7年4月28日

土岐市長 加藤 淳 司 様

土岐市情報公開・個人情報保護審査会

会長 愛知 正 博

保有個人情報開示決定等審査諮問事項の答申について

令和6年6月13日付け土総第3913号で諮問のあった、下記の事項について、別紙の通り答申します。

記

保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求について

答 申 書

第 1 審査会の結論

土岐市長が審査請求人に対して令和 6 年 2 月 9 日付けで行った保有個人情報不訂正決定処分を取り消し、「訂正をしない理由」を修正したうえで、新たに保有個人情報不訂正決定をすべきである。

第 2 審査請求の内容

1 審査請求の経緯

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 29 日付けで「令和 5 年 10 月 31 日付け土高第 1721 号保有個人情報開示決定通知書において開示された保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し実施機関は、令和 6 年 2 月 9 日付け土高第 3128 号で、保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し審査請求人は、令和 6 年 5 月 1 日付けで、本件処分は不当であるとして審査請求を行った。

2 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

3 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

審査請求書

- 本件処分は、事実に基づいた訂正を拒否しているため、国民の主権を侵害し、市民に対する説明責任を果たしていないため違法（法、土岐市情報公開条例、公文書等の管理に関する法律等に反する）である。
- 処分庁文書責任者の開示内容は虚偽記載であることから、違法行為である。
- 本件処分は、訂正しない理由を記載せず、訂正しないのは、国民主権の理念に反し、知る権利、適正な行政事務、説明責任を果たしていないため違法である。
- 訂正しないのは、土岐市情報公開条例第 3 条の公文書を秘匿する行為

になり、また、公文書等の管理に関する法律第4条に反し違法である。

- 文書として残さないのは、土岐市文書事務取扱規程第3条、「文書によって行うことを原則とする」に反する。
- 本件処分により、審査請求人は「知る権利」「健康で文化的な生活するという生存権」を侵害されている。

反論書

- 岐阜県庁職員と処分庁課長との対応記録は、検証できるものであるから、客観的であり、処分庁課長が作成した文書は、正確な記録でない事から、虚偽記載であり、訂正しなくてはならない。
- 処分庁課長のメモは、行政文書にあたる。したがって、土岐市文書事務取扱規程にあるように、正確に処理しなくてはならない。
- 今回の一連のことが、審査請求人にとっての不利益である。
- 利用目的の達成に必要であること、今回、情報公開請求したように必ずしも内部にとどまる文書でないこと、審査請求人の不利益になることから訂正しなければならない。

第3 審査請求に対する実施機関の主張の要旨

- 法第90条では、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに訂正請求を行うことができると規定され、また、その対象は「事実」であって、「評価、判断」等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とすることができないと解される。
- 開示した保有個人情報は、担当者自身が管理する内部文書で、担当者の認識の中で作成されたものであり、丁寧かつ正確に記録をする必要がなく、担当者の「認識」により記載すれば足りると考えられるものである。したがって、客観的な正誤の判定になじむ事項とは言えず、「事実」に該当するものとは認められないため、訂正の対象ではないと解される。

第4 審査会の判断

1 論点

本件訂正請求は、実施機関が令和5年10月31日付けで保有個人情報開示決定処分を行った審査請求人に係る保有個人情報（処分庁と審査請求人とのやりとりが記録された文書の一部）についてなされたものである。

審査請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、別表の左欄に記載

されている内容を、別表の右欄のように訂正すべきと主張している。(以下、本件情報①から④とする。)

これに対し実施機関は、開示した保有個人情報については、「客観的な正誤の判定になじむ事項とは言えず、「事実」に該当するものとは認められないため、訂正の対象ではない。」として、不訂正の決定を行っている。

審査請求人は、不訂正決定とした処分の取り消しを求めていることから、本件訂正請求について、訂正請求対象保有個人情報に該当するかどうか及び該当する場合の訂正の要否について検討する。

2 訂正請求の対象となる保有個人情報について

保有個人情報の訂正請求については、法第90条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、法又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

また、個人情報には、一般に「事実」に関するものと「評価・判断等」に関するものがあると考えられており、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり訂正請求の対象となるが、評価・判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象とはならないと解されている。

3 訂正請求の対象となる保有個人情報への本件情報の該当性について

まず、本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人が開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であることから、法第90条第1項第1号に該当すると認められる。

また、本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人と処分庁との一連のやりとりの記録という「事実」に関するものであり、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。

4 訂正の要否について

ア 保有個人情報の訂正義務（法第92条）について

法第92条は、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定している。

一方、審査請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても審査請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」と認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解されている。

イ 本件情報に関する訂正の要否について

Ⅰ 本件情報①について

審査請求人は、市から開示を受けた保有個人情報の本件情報①について、「記録は誰が見ても分かるよう正確かつ明瞭に記載しなくてはならない」とし、別表左欄に記載されている内容を、別表右欄のように訂正すべきだとしている。しかしながら、本件情報①の記載は、白地的記述とはいえ、その利用目的との関係で容易に参照されうる関連文書と総合してみれば、その趣旨・内容は具体的に明確に読み取ることができるものであり、またその記述自体も、そのようにして理解される内容と異なる印象を与えるわけではない。関連文書の記載により補充される内容までが具体的に記載されていないことをもって、審査請求人の主張のように当該保有個人情報の本件情報①が事実ではないとまでは認めることができない。したがって、法第92条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

Ⅱ 本件情報②及び本件情報③について

審査請求人は、県から開示を受けた保有個人情報の記載内容と市から開示を受けた保有個人情報の記載内容に相違があることについて、県から開示を受けた保有個人情報の記載内容と審査請求人の認識とが一致することから、県から開示を受けた保有個人情報の記載内容が正確であり、市から開示を受けた保有個人情報の本件情報②及び本件情報③を訂正すべきだとしている。しかしながら、県の担当者が審査請求人に回答した内容とそのことについて県の担当者が市の担当者に説明した内容が必ずしも一致しているとはいえないことから、県から開示を受けた保有個人情報の記載内容と審査請求人の認識とが一致することのみをもって、市から開示を受けた保有個人情報の本件情報②及び本件情報③の記載内容が事実ではないとまでは認めることができず、法第92条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

Ⅲ 本件情報④について

審査請求人は、市から開示を受けた保有個人情報の本件情報④について、当該記載内容では当時の状況を把握することができず、記録としての意味をなさないとし、訂正するべきだとしている。しかしながら、審査請求人が求める訂正内容は、基本的に審査請求人の認識に基づいたものでしかなく、客観的な証拠は十分に示されていない。審査請求人の認識どおりに記載されていないことをもって、保有個人情報の本件情報④の記載内容が事実ではないとまで認めることもできない。したがって、法第92条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

ウ 処分庁の不訂正決定理由について

処分庁は、本件訂正請求に係る保有個人情報は、客観的な正誤の判定になじむ事項とは言えず、「事実」に該当するものとは認められないため、訂正請求の対象ではないとし、不訂正の決定を行っている。しかし、第4、3のとおり、本件訂正請求に係る保有個人情報は、「事実」に関するものであり、その点では、訂正請求の対象となると認められる。ただし、そのうえで本件訂正請求は、第4、4、イのとおり、「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解されることから、「訂正をしない理由」を修正して、不訂正の決定を行うべきである。

5 保有個人情報の取扱いについて

なお、実施機関が当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得ることに鑑み、実施機関と審査請求人との間で認識に相違があつて、事実が不確かな場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、そのことが分かるように、その旨を当該保有個人情報に付記しておくなど、記録しておくことが適当であると考える。

6 審査請求人及び実施機関のその他の主張等について

審査請求人及び実施機関のその他の意見や主張等は、いずれも上記の当審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のように判断する。

8 付言

当審査会は法第105条に基づく保有個人情報の訂正決定等に係る審査請求等について、実施機関の諮問に応じて、答申を行う機関であり、審査請求人及び実施機関双方の主張、提出資料及び意見陳述から得られた客観的な情報の範囲内で、保有個人情報に関する訂正請求の内容が事実と合致し訂正請求に理由があると認められるか否かについて審査を行う機関であって、保有個人情報の記載形式・内容、質・量等が適切であったかどうかの調査審議を行う機関ではないことを付言する。

第5 審査会の処理経過

	審査の経過
令和6年 6月13日	諮問の受理（土総第913号）
令和6年 7月12日	反論書の受理
令和6年 9月26日	口頭意見陳述、実施機関からの説明聴取及び審議
令和6年12月27日	口頭意見陳述及び審議

土岐市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	愛知 正博	学識経験者
会長職務代理者	廣瀬 誠	学識経験者
委員	小牧 亮也	学識経験者
委員	渡辺 健二郎	市民委員
委員	伊藤 圭子	市民委員

<別表>

訂 正 前	訂 正 後
<p>① 特定月日A 特定団体Aへ市回答について連絡、口頭指導をおこなう。 特定月日B付け決裁を受けて発送する。(市長にも確認)</p>	<p>① 特定月日A 特定団体Aへ市回答について連絡 回答事項 1. 事前に相談内容の連絡の必要性なし 2. 面談の事前予約の必要性なし 上記2点について指導し、かつ最善の対応をするようにも指導した。</p>
<p>② 特定月日C 特定個人Aより電話(午後) 特定個人B対応</p> <p>県：審査請求人から電話があり、「市に対して特定団体Aへ指導した公文書の開示を求めたが開示する文書及び記録がないと言われた。」ことに対して、県が指導する場合の文書作成の有無について意見を求められ、「一般的に県が指導する場合に文書による指導となる。」と回答したと情報提供をいただく。</p>	<p>② 特定月日C 特定個人Aより電話(午後) 特定個人B対応</p> <p>県：審査請求人から電話があり、「市に対して特定団体Aへ指導した公文書の開示を求めたが開示する文書及び記録がないと言われた。」ことに対して、県が指導する場合の文書作成の有無について意見を求められ、口頭指導であったとしても指導記録としてその対応を記録しておくと思うと回答した旨の情報を頂く。</p>
<p>③ 市：特定個人Cは、医療ソーシャルワーカーの問い合わせではなく、ケアマネジャーの相談があったことは認識されている。ケアマネの役割りについては、特定施設Aに尋ねると良いのではと助言していることも、特定個人Cに聞いている。</p>	<p>③ 市：相談者(審査請求人)から、医療ソーシャルワーカー(MSW)について尋ねられ、特定施設Aのケアマネに相談するよう助言したと、特定個人Cから聞いている。</p>
<p>④ 特定月日D 審査請求人から電話 16:40頃 特定個人B対応</p> <p>・審査請求人：特定団体Aの特定個人Dが、「今回のことは全て終</p>	<p>④ 特定月日E 出席者 審査請求人 特定個人E 他1名</p> <p>市役所の返書の内容を前提に、もし、これから訂正事項があったら</p>

了している。」として相談を聞いてくれない。市に書いた手紙は今回の問題の2点のみ、他にも問題は20～30ある。自分としては終わったと思っていない。自分が今後、介護のことで相談する場合、特定施設Aに相談すべきことなのか明確にしたい。担当のケアマネに相談することと特定施設Aに相談すべきことで重なる部分がありグレーゾーンはあると思うが・・・。

→この電話は相談なのか？答えはできない。特定個人Dとのやり取りについて、内容が分からないため、私がコメントすべきことはできない。

・特定団体Aの対応についてどう思いますか？

→それは私（特定個人B）になにかをしてほしいということですか？

・私（審査請求人）が指示できることではない。

→私（特定個人B）が審査請求人の話を聞くことはできる。

じん速に訂正して頂くようお願いする。

その後、「過去についてはどうですか」と尋ねた所、「過去のことは訂正出来ません」と言われた。

その事について、市役所から指導があったはずだがと言っても発言内容について訂正されなかった。（面談内容の一部）

特定月日E以後の経緯

特定月日E PM1時

特定施設A 特定個人E（その他1名）と面談

特定月日E PM5時

特定個人Eに電話し、本日の相談内容について、特定団体A第3者委員に相談したい旨を伝え、明日、第3者委員の連絡先をもらうよう依頼し、了解された。

特定月日F AM9時30分

特定個人Eに電話し、昨日の第3者委員の連絡先、氏名を聞こうとしたが、急に上司の了解がないと伝えることは、出来ないと言われた。（約3分電話口で待つ）

突然、特定個人Fが呼んだため、一旦電話を切った。

特定月日F AM10時30分

特定個人Eに電話したが、不在のため、他の相談員より、第三者委員の指名、連絡先を聞く。

特定月日F PM1時

第三者委員（特定個人G）と面談

土岐市長に対する要望書、それに対する返書を提示し、今回の事案の概略について説明する。

特定個人Eが特定月日Eの発言で過去の件（市に対して質問した件、事前予約、相談内容の事前通告が必要ない旨）について明確に訂正（謝罪）も出来ないとも言われた。

しかし、委託元である市役所の処分庁が決定したことを否定するのは、つまり、指導を受け入れないということか？

市役所の返書の内容と特定個人Eの発言は、整合性が取れないと説明する。

特定個人Gを通じて、審査請求人の意向を伝えてもらう。

特定月日F 夕方

早速特定個人Gが特定施設Aに出向き、特定個人Dに伝えてもらう。

特定個人Dが調査しますという回答を特定個人Gを通じて電話で報告があった。

特定月日D PM1時30分

特定個人Gから電話があったが、最初、車中で電話が取れず、電話をこちらから掛ける。

特定個人Gによると、わざわざ特定個人D、特定個人Hが特定個人Gの自宅まで、謝罪に訪問した。

特定個人Dよりの伝言で、審査請求人と面談したい旨のことを言われる。

特定月日D PM4時

特定個人Dと電話にて話す

最初に今回の件の謝罪をされた。（審査請求人はこの時初めて謝罪

をうけたと認識)
お会いして面談したいと言われた。(特定施設Aまで来てほしいということ)
審査請求人は、今回の件について確認したいことがあるので特定月日Gの録音内容を聞いてほしいとお願いした。
特定個人Dは、こちらのお願いに対して、理解に苦しむが、「命令ですか」と言われる。
審査請求人は、あくまでお願いですと返答する。
特定個人Dは、この件は市役所で解決した問題だから聞くつもりは無いと言われる。

審査請求人はすべて解決したという認識はない。(特定月日G相談事項等)
その話を聞いて、審査請求人は、特定個人Bと特定団体Aがどうい
う内容の話をしたか確認しようと思い、一旦電話を切った。

特定月日D PM4時20分
特定個人Bと話す
特定個人Bは、返書の内容と電話(特定月日H)と市役所での面談
(特定月日I)が処分庁の考えのすべてである。
処分庁は、単に2点のみ(事前予約と事前の相談内容の通知)につ
いてアドバイスの的に指導した。
特定施設Aは当事者として自分の言葉でキチンと説明し、説明責任
を果たす必要があると言った。
特定個人Bは、特定施設Aと良く話し会ってくださいと発言した。

特定月日D PM5時
特定個人Dと電話にて話す
特定個人Bの電話の話を前提に、市役所は、問題点は指導した。

	<p>あとは、当事者同士で解決してくださいといった内容を伝える。 特定個人Dは、「特定個人Bに聞いてみる」と言われた。※特定個人D（元市役所上司）</p> <p>特定月日 J PM2時30分 特定個人Dから電話 特定個人Bと話した。 よくわからないが、録音は聞いてみると言われた。</p>
--	--